



陳情第4号

川内原発の20年延長運転期間に関する陳情書

2022(令和4)年8月22日

霧島市議会

議長 阿多 己清 様

提出者 川内原発20年延長を止める会

提出代表者 下野 一夫 ㊞

住所 霧島市隼人町

電話

件名

川内原発の運転期間を20年延長しないことを求める件

【陳情の趣旨】

川内原発1・2号機は、あと数年で法で定められた寿命（運転開始から40年）を迎えます。電力事業者に1度だけ認められている延長運転の申請に向けて、九州電力は、「特別点検」を実施しており、1年以内の原子力規制委員会への申請は確実です。

2011年3月の福島第1原発事故は、私たちに衝撃を与えました。テレビに映し出される水素爆発の映像、無残な骨組みをあらわにした原子炉建屋。迫りくる放射能に逃げまどい、11年半経った今でも帰還できないばかりか3万余の人々が避難生活を余儀なくされています。生活を失った住民、甲状腺がんにおびえる子どもたち。原発では処理しきれない汚染水をついに海洋投棄に踏み切ろうとしています。安全な原発などどこにもありません。使用済み核燃料の管理は10万年にも及びます。

川内原発の延長運転は、住民の安心・安全な暮らしとは相いれないものです。第1には、運転開始から40年を超える老朽原発は、部分的な部品の交換をしても、最も放射能を浴び続け、金属脆化による劣化する「原子炉圧力容器」は交換できず、一番の危険性をはらみます。第2には、川内原発の耐震強度は620ガルしかなく、熊本地震で記録した1580ガルには遠く及ません。第3には、原子力規制委員会から押しつけられている自治体の避難計画は実行性に多大な疑問が残ります。第4には、運転し続ければ、処理のめどもたっていない「使用済み核燃料」が増え続ける

ことになり、その管理を未来永劫子孫に押し付けることになってしまいます。そして第5には、ロシアによるウクライナ侵略では原発の施設も攻撃され世界が震撼しました。戦争での原発攻撃は現実のものとなりました。

このように、幾重にも、原発と住民の安心・安全な暮らしとは共存できないということが誰の目にも明らかになっています。住民の代表である議員のみなさまにはこのことを第一に踏まえて、川内原発20年延長を判断いただきたいのです。

これまで長く、政府も電力事業者も、原発がなければ電気が足りなくなる、日本経済が立ち行かなくなると大宣伝を行ってきました。しかし、福島原発事故後、全国に54基あった原発は、全て停止され、川内原発1号機が全国1番手で再稼働されるまで、電気が足りなくなることはありませんでした。それどころか九電は一昨年から「出力抑制」という再生可能エネルギー供給を全国で初めて停止しました。

太陽と風、水の流れと地熱など、この鹿児島は再生可能な自然エネルギーに満ちています。この自然の力によるエネルギーこそ、私たちの未来の希望ではないでしょうか。原発政策は課題の先送りにしかなりません。老朽化した川内原発を延長して使い続ける道ではなく、住民の安心・安全な暮らしを守るエネルギー政策を進める道を求めていきましょう。

以上の趣旨に基づき、下記の項目を陳情いたします。

【陳情項目】

1. 住民の安心・安全な暮らしが必ず守られるという確証なしに20年運転延長は認められないとの決議を求めます。

2. 政府と県に対して、貴議会からの原発40年運転期間を守る意見書の提出を求めます。

川内原発の40年の運転期間を守るための意見書（参考）

川内原発1・2号機は、あと数年で法で定められた寿命（運転開始から40年）を迎える。九州電力は、「特別点検」を実施しており、1年以内の原子力規制委員会への申請は確実と思われる。

川内原発の延長運転は、住民の安心・安全な暮らしとは相いれないものであることは以下の理由から明らかである。

第1には、運転開始から40年を超える老朽原発は、部分的な部品の交換をしても、最も放射能を浴び続け、激しく劣化する「原子炉圧力容器」の交換は不可能であり、事故が発生する危険性は高まる一方である。第2には、川内原発の耐震強度は620ガルしかなく、熊本地震で記録した1580ガルには遠く及ばない。第3には、自治体の避難計画は実行性に多大な疑問が残る。第4には、運転し続ければ、処理のめどもたっていない「使用済み核燃料」が増え続けることになり、その管理を未来永劫子孫に押し付けることになってしまう。そして第5には、ロシアによるウクライナ侵略では原発の施設も攻撃され世界が震撼した。戦争での原発攻撃は現実のものとなつた。

以上の理由から、老朽化した川内原発は、延長して使い続けるのではなく、法で定められた40年の運転期間を守ることが、住民の安心・安全な暮らしを守る道と言える。

よって、本議会は、川内原発の40年の運転期間が順守されることを強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2022年8月

○○議会 議長

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、○○○大臣 殿